

[事案 23-117] 配当金支払請求

・平成 24 年 3 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

個人年金保険の加入にあたり、設計書により説明を受けたので、その配当金等記載どおりの金額の支払いを求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 57 年 11 月に個人年金保険に加入したが、配当数値は今後の配当の実績によって変わることにについて募集人から説明されなかったので、年金・一時金・(年金開始後の)配当金に関し、実際に説明を受けた設計書の記載どおりの金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、約款を契約内容として成立しており、配当金の変動することは約款に定められているため、配当金を原資とする一時金を含め、配当金の変動することは契約内容となっている。
- (2) 配当金の変動するものであることは、加入時の設計書にも記載があり、「ご契約内容のお知らせ」によっても、申立人は、配当金の変動すること、また実際に変動している状況を毎年把握することは可能であった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、申立契約の勧誘の際に使用された設計書に記載されているとおりの内容で、契約が成立したとして、設計書の記載どおりの配当金を支払うよう求めているものと解し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 保険契約は附合契約であり、約款の規定に従うことから、配当金の受取金額も約款に基づいて定められる。この点、保険会社の定款には、決算において余剰金を生じたときは、その 100 分の 90 以上を社員配当準備金として積み立てる旨が定められており、申立契約の約款には、毎事業年度末に、主務大臣の認可を得た方法により、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから支払うべき社員配当金を計算する旨が定められている。よって、定款及び約款によれば、決算において余剰金を生じた場合にのみ配当が生じるのであって、設計書記載の配当金が必ず積み立てられる定めにはなっていない。
- (2) 申立契約の設計書には、「記載の配当数値（配当金・一時金）は当商品の営業案内にもご説明のとおり今後の配当実績によって変わることがあります。したがって将来のお支払額をお約束するものではありません。」との記載があり、配当金の変動するものであることが明確に記載されている。

(3) 以上のとおり、申立人と保険会社との間に設計書記載の配当金を支払うという内容の契約が成立したとは認められないことから、設計書の記載どおりの配当金等を支払うよう求める申立人の主張には理由がないと言わざるを得ない。